

2019 年度

運輸安全報告書



秋葉バスサービス株式会社

本レポートは

お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針……………P.3
2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況……………P.3
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計……………P.4
4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統……………P.4
5. 輸送の安全に関する重点施策……………P.4
6. 輸送の安全に関する計画……………P.4
7. 輸送の安全に関する予算等の実績額……………P.7
8. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画……………P.7
9. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容……………P.8
10. 事故、災害等に関する報告連絡体制……………P.8
11. 安全統括管理者、安全管理規定……………P.8



1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、全社員による安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいりました。

基本方針

1. 安全・安心な輸送サービスを提供します。
2. 安全性のさらなる向上を目指していきます。
3. お客様から信頼される会社であり続けます。

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

2019 年度に設定しました目標および達成状況は次のとおりであります。

| | 目 標 | 達 成 状 況 |
|---|-----------------------------------|---|
| 1 | 重大事故、車内事故の撲滅 重大事故ゼロ、車内事故ゼロ | 重大事故 0 件(前年度重大事故件数 0 件) ⇒ ○ 目標達成 車内事故 1 件(前年度車内事故件数 0 件) ⇒ × 目標未達 |
| 2 | 有責事故3件以内 ★車庫内後退時における接触事故 2 件以内 | 2019 年度 有責事故件数 4 件(前年度 6 件) そのうち車庫内後退時事故件数 1 件 (前年度 3 件) ⇒ × 目標未達 |
| 3 | 路上での車両故障 目標 3 件以内 | 2019 年度発生件数 1 件(前年度発生件数 3 件) ⇒ ○ 目標達成 |

3. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

事故総件数 0 件

4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

(別紙 1)『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』参照

5. 輸送の安全に関する重点施策

基本方針に基づいて、重点的に実施した施策は次のとおりであります。

1. 関係法令、会社規定等の遵守
2. 各種情報等の収集・共有・活用
3. 教育・研修・指導・面接を通じた個人のスキルアップ
4. 確実な運行管理、整備管理業務の実施
5. 健康診断・SAS 検査結果に基づく健康管理指導の徹底、再検査・通院治療状況の確認と記録管理、点呼時の健康状態の確認の徹底
6. 軽微事故発生場所(狭隘区間、右左折箇所、見通しの悪い交差点、後退時)における安全確認の徹底
7. 運輸安全マネジメントの基本的な方針や輸送の安全に関する目標及びその他重要な通達事項、実施事項の周知状況の定期的な確認の実施
8. 運輸安全マネジメント体制のチェックとレベルアップの為の内部監査の実施

6. 輸送の安全に関する計画

重点施策に対応して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については、次のとおりであります。

1. 安全に関する通達、各種情報等の収集・共有・活用
(点呼、昼礼、面接、回覧、掲示、重要事項は乗務員手帳への記入指示等による)
 - a. 運行・整備等関係通達の周知徹底
 - * バス車内事故防止キャンペーンの実施(7/1~7/31)
 - * 安全確保の原点に立った運行管理、点呼、乗務員の健康状態等の把握の再確認
 - b. 監督官庁、バス協会、静鉄グループ等の事故防止に係る情報の社内共有

*新聞掲載の事故記事など有益な情報を掲示し、情報の共有化を図りました。

c.事故防止委員会議事録の社内共有

*出席できなかった者は議事録を確認し押印しました。

d.事故情報(事故詳細・原因・対策)の社内共有

*発生した事故に関する報告書を社員全員に回覧し、情報の共有化を図りました。

*過去の事故発生場所や危険箇所を事務所内に掲示し、情報の共有化を図りました。

e.ヒヤリ・ハット情報の社内共有

*事故防止委員会やドラレコ教習で共有しました。

f.ドライブレコーダー情報の活用

*事故防止委員会や警察署の犯罪防止に活用しました。

g.重要な情報の点呼時伝達または報告の徹底

*乗務員から道路状況や車両の不具合箇所の報告を受けました。

*運行管理者から交通規制など運行に関する情報や指導事項を伝達しました。

h.車両の不具合、損傷などの確実な報告

*乗務員より運行前点検、運行終了後に車両に不具合がある場合は報告させ、車両交換や修理等を行いました。

2. 厳正な点呼の実施(健康状態、自己申告、服装、必要携帯物、指示・指導等)

*始業点呼時には運行前点検、健康状態、服装、免許証、アルコールチェック及びグーパー運動(手足の動き確認)を実施しました。終業点呼時には車両の異常や道路状況の報告を受け、翌日の勤務確認に不備があった場合は運行管理者より指導、指示しました。

3. 健康管理指導と健康状態確認の確実な実施

a.定期・深夜健康診断、SAS 検査結果を受けての再検査等の結果の確認と記録管理

*各診断・検査後に確認し、再診断・再検査を指示し診断書または医療機関領収書等で再検査受診を確認しました。さらに静岡労働局の助言により中東遠地域産業保健センターで個別相談し意見書通りの指導をしました。

b.新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス対策の実施

*乗務員へのマスクの配布とバス車内の消毒・換気を積極的に実施しました。

c.点呼時の健康状態、グーパー動作確認の徹底(点呼時)

*通年実施しました。

d.遠隔地中間点呼での運行・健康状態確認

*全便気多発車時に森本社へ電話にて運行・健康状態を報告することを通年実施しました。

4. 状況に応じた月間や日々の目標の設定

* 通年実施(ゴールデンウィーク・年末年始、時節事件等に沿う目標)しました。

5. 確実な車両整備・点検の実施

* 1 か月、3 か月、年整備は年間計画に基づき、日常点検は毎日実施しました。また必要な臨時修繕を実施しました。

6. 安全に係る機器類の充実

a. 大型ノンステップバス1両導入

* 2019 年 8 月導入(1134)

b. ヘッドライトの LED 化

* 2020 年 2 月(2346)

c. バックカメラ・バックモニターの更新

* 2020 年 3 月(418、419、463、875)

7. 内部監査の実施

a. 運行管理業務監査の実施

* 7 月実施(静岡県バス協会貸切バス事業適正化委員会による巡回指導)

b. 運輸安全マネジメントフォローアップ監査

* 9 月実施(掛川バスサービス(株)による)

c. 運輸安全マネジメント監査の実施

* 2 月実施(掛川バスサービス(株)による)

8. 各種会議等

- ★ 社内事故防止委員会
- ★ 静岡県バス協会事故防止委員会
- ★ 道路規制会議(袋井土木事務所・浜松市)
- ★ 交通規制審議会(袋井署・磐田署)
- ★ 交通安全協会(森地区支部)
- ★ 交通安全推進会議(森町)
- ★ テロ対策ネットワーク(袋井署)

7. 輸送の安全に関する予算等の実績額

2019年度の輸送の安全に関する予算等の実績額は、次のとおりであります。

(単位:千円)

| 主な項目 | 金額 |
|-----------------------------|----------|
| ① 整備計画に基づく計画整備の実施並び臨時修繕の実施等 | 21,701千円 |
| ② 教育・SAS検査等 | 252千円 |
| ③ 大型ノンステップバス | 5,982千円 |
| 合計 | 27,935千円 |

8. 輸送の安全に関する教育および研修の計画

全社員に対して「運輸安全マネジメント」の周知徹底を図るため、次のような教育および研修を行いました。

1. 運行管理者研修

*7月、10月、11月、12月に実施しました。(5名)

2. 運転士教育

a:定期研修(入社1年経過の乗務員)

*自社内で技術の確認等を行いました。

b:入社時研修(新規採用者)

*新規採用者に対して丸子教育センターおよび自社内で研修を行い、技術指導や輸送の安全に対する意識付けを行いました。

c:外部研修

*クレフィール湖東の研修に1名参加しました。(2019年12月)

*救急救命講習(袋井消防署)の研修に2名参加しました。(2019年10月、12月)

d:安全意識向上教育(ドライブレコーダー教習による)

*自社のドライブレコーダーより事故情報、ヒヤリ・ハット情報を抽出し、運行管理者の指導のもと動画を視聴し、情報の共有化をはかりました。

e:紙上訓練

*異常発生時の対応方法や運賃収受など営業知識に関する紙上訓練を実施しました。

f:実技訓練

*非常時の対応方法や車椅子の取り扱いに関する実技訓練を実施しました。

3. 運転士指導・面接等

個人目標の設定、取組み、評価に係る指導・面接、運輸安全マネジメントの基本的な方針や輸送の安全に関する目標及びその他重要な通達事項、実施事項の周知状況の定期的な確認

a:前年度評価と指導・当年度目標設定(可能な限り数値化)面接、重要な通知事項実施事項等の周知状況の定期的な確認(統括運行管理者)

*個人目標設定面接を2019年4月～5月に全運転士を対象に実施しました。

b:適性診断結果に基づく指導(統括運行管理者)

*2019年度中に11名を対象に実施しました。

c:ドライブレコーダーによる指導(運行課長・運行管理者)

*事故惹起者などドライブレコーダーを用いた指導が必要な者に対し実施しました。

*事故情報、ヒヤリハット情報などを全乗務員に共有させました。

d:個別指導(運行課長・統括運行管理者)

*2019年4月～2019年5月に全乗務員を対象に実施しました。

e:個人面接(社長、課長)

*2020年1月、3月に全社員を対象に実施しました。

4. 国土交通省やバス協会等の研修

*6-8 会議他参照

9. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

輸送の安全に関する内部監査を2020年2月に実施し、その結果は次のとおりです。

1. 内部監査結果

経営トップのリーダーシップのもと安全最優先の理念を従業員に周知すると共に、明確な目標と具体的な行動指針を示し、全社一丸(ワンチーム)となって安全輸送に取り組んでいることが伺える。チェックリストに基づき、乗合バス事業者に課せられた書類の作成・保管状況について確認したが、いずれも整理され、作成・保管状況とも良好である。

10. 事故、災害等に関する報告連絡体制

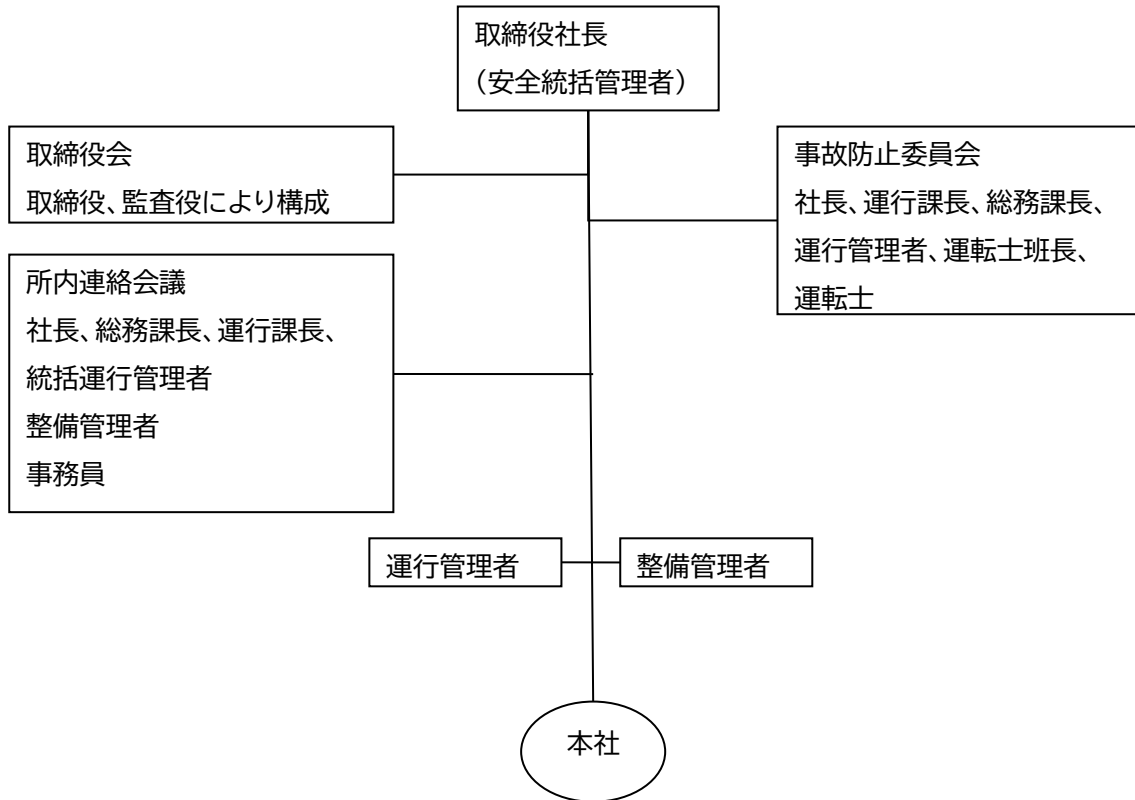
(別紙2)『事故、災害等に関する報告連絡体制』参照

11. 安全統括管理者、安全管理規定

- ① 安全統括管理者:代表取締役社長 佐野 弘幸
- ② 安全管理規定 : (別紙3)『安全管理規定』

(別紙 1)

『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』

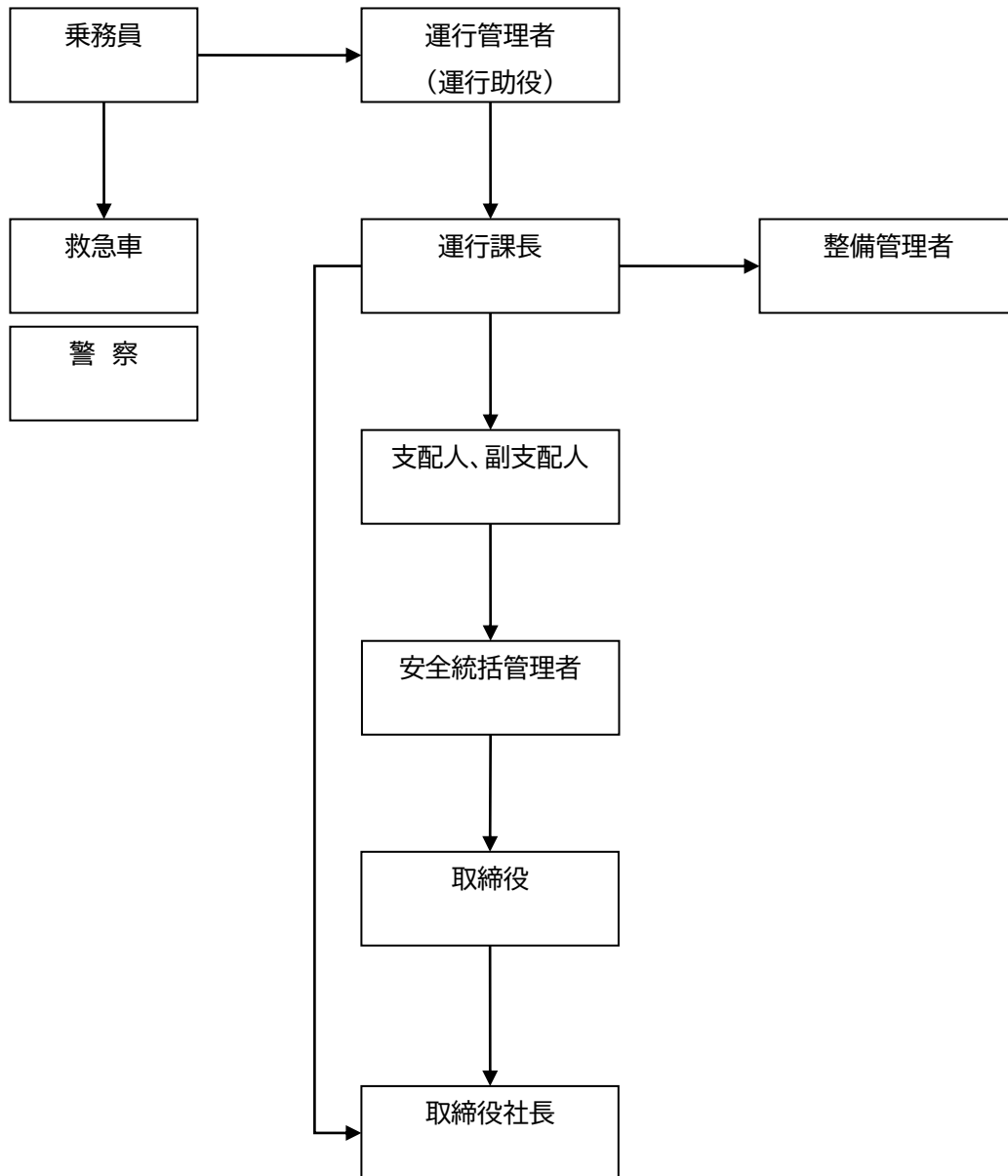


内部監査
担当者の計画に基づく監査の実施

※乗務員への教育は、運行課長及び統括運行管理者が担当
※乗務員以外への教育は、社長および支配人が担当

(別紙 2)

『事故、災害等に関する報告連絡体制』



(別紙 3)

安全管理規程

秋葉バスサービス株式会社
2006(平 18)年 10 月 1 日制定
2013(平 25)年 10 月 1 日改定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという認識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Action)を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、安全性に関する情報については、積極的に公表する。

(安全を確保するための重点施策)

第4条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ①輸送の安全の確保は会社における最重要事項であるという認識を徹底し、関係法令および本規程に定められた事項を遵守すること。
- ②輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- ③輸送の安全確保に関する具体的な目標を定め、それを達成するための具体的な計画を策定し、的確に実行すること。

- ④計画が的確に実施されているか、適時適切に内部監査を行い、是正措置または予防措置を講じること。
- ⑤輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- ⑥輸送の安全に関する教育および訓練の具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、次に定める目標を策定する。

- ①会社全体の年間目標
- ②会社全体の月間目標

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するため、輸送の安全の確保をするために必要な計画を策定する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者がその職務を適正に行うための予算の確保、体制の構築等に必要な措置を講じる。
- 3 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保をするために業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

- ①安全統括管理者
- ②運行管理者
- ③整備管理者
- ④その他必要な責任者
- 2 支配人は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、統括運行管理者を統括し、指導監督を行う。
- 3 統括運行管理者は、支配人の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
- 4 安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別に定める組織図による。なお、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合における指揮命令系統については、他の取締役及び支配人が代行する。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす中から安全

統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。
- ①国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - ②身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - ③関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ①全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ②輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- ③第3条の輸送の安全に関する方針、第4条の輸送の安全に関する重点施策、第5条の輸送の安全に関する目標および第6条の輸送の安全に関する計画を実施すること。
- ④輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長はじめ取締役等に報告すること。
- ⑥社長はじめ取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- ⑧整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑨輸送の安全を確保するために、必要な教育または研修を行うこと。
- ⑩その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 第3条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、第5条の輸送の安全に関する目標を達成すべく、第6条の輸送の安全に関する計画に従い、第4条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 社長はじめ取締役及び支配人や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なう事態が発見された場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、社則(運行・整備関連編 10)非常事故災害措置規程とする。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ取締役または社内の必要な部所に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和 26 年運輸省令第 104 号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

第14条 第 5 条の安全目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役に報告するとともに、輸送の安全の確保のため必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全の確保のための業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告もしくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のための改善に関する必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎年度、外部に対し公表する。

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況
- ③ 自動車報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計
(総件数および類型別の事故件数)
- ④ 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
- ⑤ 輸送の安全に関する重点施策

- ⑥ 輸送の安全に関する計画
 - ⑦ 輸送の安全に関する予算等の実績額
 - ⑧ 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - ⑨ 安全統括管理者、安全管理規程
 - ⑩ 輸送の安全に関する教育および研修の計画
 - ⑪ 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全の確保に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じて定期的に見直しを行う。

- 2 輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ取締役等に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は別に定める。

今後も「輸送の安全・安心」に役員・従業員が一丸となって取り組んでまいります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、ご意見・ご要望などがありましたらご連絡ください。

【ご連絡先】

森本社営業所 0538(85)2141

2019 年度運輸安全報告書
秋葉バスサービス株式会社
〒437-0215

周智郡森町森 2368 番地の 1

<http://www.akihabus.co.jp>

2020 年 5 月発行